

「LEC 2015年 札幌道場 究極FINALチェック」から
第47回社労士試験【選択式】雇用法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL15264 p.9 No.42]

<高年齢求職者給付金>

42. 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職日以前(1年)間に被保険者期間が通算(①6ヶ月 ②12ヶ月)以上あるときに支給する。

解答 → ①6ヶ月

本試験出題はこうでした!

第47回 社労士試験 問題
【選択式】 雇用保険法 【空欄A】

1 雇用保険法第37条の3第1項は、「高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間(…<中略>…)に、第14条の規定による被保険者期間が通算して 以上であつたときに、事情に定めるところにより、支給する。」と規定している。

解答 → ①6箇月

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。